

軽井沢町議会傍聴規則

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定により、議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席とする。

(傍聴席の定員)

第3条 傍聴席の定員は50人とし、一般席を45人、報道関係者席を5人とする。

(傍聴の手續)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴券)

第5条 議長は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず傍聴券を交付することができる。

- 2 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。
- 3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所及び氏名を記入しなければならない。
- 4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。
- 5 傍聴人が入場しようとするときは、所定の入口で傍聴券を提示しなければならない。
- 6 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。
- 7 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(議場への入場禁止)

第6条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗等意思を表示するものを持っている者。
- (3) はち巻、腕章、たすき、ゼツケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者。
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。

ただし、第9条第1項の規定により、撮影又は録音することについて議長の許可を得た者を除く。

- (5) 笛、ラツパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席においては、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 議場での発言に対して、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 私語を慎み、常に静粛にすること。
- (3) 携帯電話等の電源を切ること。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 着席又は退席の際は、音を立てないように心掛けること。
- (6) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影、録画、録音等)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真撮影、録画、録音等をするときは、事前に議長の許可を得なければならない。

2 議長は、議事の妨げになるときは、前項の許可を取り消すことができる。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに傍聴席から退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則 (昭和62年議会規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

(規則の廃止)

2 軽井沢町議会傍聴人取締規則(昭和30年輕井沢町規則第11号)は、廃

止する。

附 則（平成 24 年 6 月 26 日議会規則第 1 号）

この規則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。